

## 社会福祉法人盡誠会 役員等報酬・旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、役員等の報酬及び公務のため旅行する役員に対して支給する旅費に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等が公務のための勤務に応じて、報酬を支給する。

- 1 報酬は、理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会開催時に支給する。
- 2 報酬は別表第1による。

### (旅費の支給)

第3条 役員が出張した場合は、当該役員に対し、旅費を支給する。

### (旅行命令)

第4条 前条の規程に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段にて公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支給が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿に該当旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により、旅行命令を発し、又は変更することができる。
- 4 旅行命令簿の記載事項及び様式は別に定める。

### (旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、航空賃、車賃、船賃、日当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現況によって経路及び方法によって計算する。

第7条 一日の旅行において、宿泊料に定額と異なる事由が生じた場合には、

額の多い方の定額による宿泊料を支給する。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)、特別車両、特急料金。

- 1 運賃の等級を階級に区分する線路による旅行の場合には、普通車の運賃。
- 2 運賃の等級を設けない路線による旅行の場合には、その乗車に要する運賃。
- 3 特急料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃の外、次に規定する特急料金。
  - (1)第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、これらの規程による運賃の等級と同一級の特急料金。
  - (2)前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する特急料金。
- 4 第2号の規定に該当する路線で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる場合には、同号に規定する特急料金のほか、特別車両料金。
- 5 前項3号に規定する特急料金は片道100キロメートル以上の旅行をする場合に限り支給する。

(船賃)

第9条 船賃の額は、次の号に規定する旅客運賃、寝台料金及び特別船室料金による。

- 1 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃。
- 2 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃。
- 3 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃。
- 4 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、第3号に規定する運賃のほか現に支払った寝台料金。
- 5 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金。

(航空賃)

第10条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第11条 車賃の額は、定期バスの料金とする。ただし、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額とする。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。
- 3 自家用車を利用する場合には、1キロメートル当たり30円とする。

(日当及び宿泊料)

第12条 日当及び宿泊料の額は、別表2の定額による。

2 宿泊料が別表2の定額を上回る場合は、その実費とする。

#### 付則

本規定は、昭和63年4月1日から実施する。

本規定は、平成12年4月1日から実施する。

本規定は、平成29年4月1日から実施する。

#### 1 別表1

区 分	報 酬 (理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会 開催1回につき)
理事長	40,000円
理 事 監 事 評議員	13,000円
評議員選任・解任 委員	5,000円

#### 別表2

区 分	日 当	宿泊料	備 考
役 員	5,000円	11,000円	

#### 2 備考

- (1)公務出張の趣旨をよく理解し、出張には至往復路は、何らかの支障がない限り安全でかつ最短距離を選び、経費、時間等を合理的に勘案し、公務の目的を速やかに達成されなければならない。
- (2)近接地は、片道30キロメートル未満の地とする。ただし、出張が2～3時間にわたる時は、遠隔地の日当を支給する。
- (3)遠隔地の出張は、片道30キロメートル以上の地とする。
- (4)宿泊料は、その時の事情により多少の増加を認めることが出来る。また関係機関の主催する研修会、会議等によりあらかじめ宿泊先を指定され、宿泊料が判明している場合は実費とする。
- (5)研修による参加費及び負担金は実費とする。

- (6)他の医療機関より出張を依頼され、講師又は委員として出席し、相手方より旅費、日当又は謝礼を支給される場合には、この旅費規定は、適用除外とする。